

第14章 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準

形態別法令早見表

区分	政令	規則
一般取扱所	19(1)	
類型化一般取扱所	19(1)+(2)	28の54
塗装場、印刷等	19(1)+(2)①	28の55
洗浄	19(1)+(2)①の2	28の55の2
焼入れ、放電加工	19(1)+(2)②	28の56
ボイラー、バーナー等	19(1)+(2)③	28の57
充てん	19(1)+(2)④	28の58
高引火点危険物	19(1)+(2)④+(3)	28の62
詰替え	19(1)+(2)⑤	28の59
油圧装置等	19(1)+(2)⑥	28の60
切削装置等	19(1)+(2)⑦	28の60の2
熱媒体油循環装置	19(1)+(2)⑧	28の60の3
蓄電池設備	19(1)+(2)⑨	28の60の4
高引火点危険物	19(1)+(3)	28の61
アルキルアルミニウム等	19(1)+(4)	28の63+28の64
アセトアルデヒド等	19(1)+(4)	28の63+28の65
ヒドロキシルアミン等	19(1)+(4)	28の63+28の66
火薬類	19(1)+41	72

凡例…19(1)①→第9条第1項第1号

第1 一般取扱所の規制の概要(令19)

1 一般取扱所の規制

危険物を原料とし、種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。

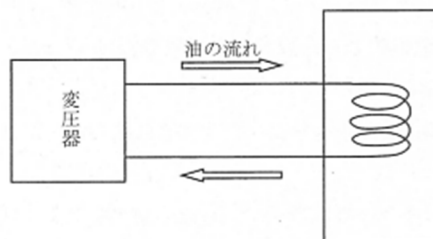
また、危険物の取扱い形態が類型化できるものについては、施設の形態に対応した政令第19条第1項の基準の特例(政令第19条第2項)が定められている。

その他、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所(政令第19条第3項)及びアルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所(政令第19条第4項)においても、危険性に応じた特例が定められている。

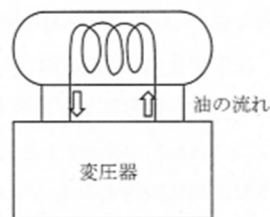
2 一般取扱所として規制しないもの

危険物を収納している変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入りコンデンサー及び油入りケーブル並びにこれらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油を内蔵しているもののみで、他に危険物を取り扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものとしてすることができる。

なお、「これらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁のための油を内蔵しているもの」には、例えば、油入りケーブル用のヘッドタンク及び変圧器油を冷却するための付随設備(別置型冷却器)等がある。
(昭和40年9月10日自消丙予発第148号)



油を冷却するための設備の例



油を冷却するためのタンクの例

附属装置等で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの

3 類型化された一般取扱所の適用基準

類型化された一般取扱所については、第4「類型化された特例の一般取扱所」以降の各基準によること。

第2 一般取扱所の基準（令19-1）

1 一般取扱所（基本形）の基準

政令第9条第1項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。
(政令第19条第1項)

一般取扱所には、様々な形態があり、その規模、危険物の取扱量等も異なるが、危険物の取り扱いを行う施設であるということから、「製造所」の基準が準用される。

基準については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」によること。

第3 特殊な位置及び対象の一般取扱所（令19-1）

1 概要

特殊な位置及び対象の一般取扱所については、類型化された一般取扱所（政令第19条第2項～第4項）以外にも危険物の取り扱い形態により、政令第9条第1項の規定をそのまま準用し難く、その位置、構造及び設備について政令第23条の基準の特例適用や運用基準によって運用されているものがあり、次にその例を示す。

(1) 発電所、変電所及び開閉所の一般取扱所

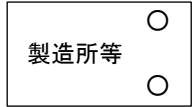
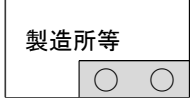
発電所、変電所、開閉所及び自家用変電設備（以下「発電所等」という。）のうち、一般取扱所に該当するものの位置、構造、設備については、政令第9条第1項第1号から第2号（保安距離、保有空地）、第4号（地階の禁止）、第6号から第9号（屋根、窓、出入口、床の構造）、第12号（屋外設備周囲の囲い）の規定を適用しないものとし、消火設備については、規則第33条の規定に該当する「著しく消火困難」な一般取扱所にあつては、第1種から第3種までの消火設備の設置を第4種消火設備とすることができ、規則第34条の規定に該当する「消火困難」な一般取扱所にあつては、第5種消火設備を設置しないことができる。

なお、「一般取扱所に該当する」発電所等とは、前第1.2「一般取扱所として規制しないもの」の変圧器等以外の装置（圧油装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備などの発電所等に関連する装置）と混在する場合で、数量の倍数を算定した結果、一般取扱所に該当するものをいう。

(昭和36年5月10日付自消甲予発第25号、昭和40年9月10日付自消丙予発第148号)

自家用変電設備は、変電室が独立専用棟に設置されているものの他に建物内に併設されている場合がある等、種々あるので、次表によること。

(★)

形態別	形態の概要	規制範囲	倍数算定
1	 1 機器のみを設ける。 2 変電室は独立専用棟とする。	規制なし (法第17条による規制)	算定しない
2	 製造所等に変圧器等を設ける。	建物全体を規制する。 (危政令による規制)	合算する
3	 1 製造所等と区画し、変圧器等のみを設ける。 2 変電室との区画の壁は耐火構造、出入口は自閉式の特定防火設備とする。	規制なし (変電室は法第17条で、製造所等は危政令による規制)	算定しない
4	 製造所等に隣接して変圧器等のみを設ける。(区画は不燃材料、金網等)	建物全体を規制する。 (危政令による規制)	合算する

○・第1 一般取扱所の規制の概要(令19)2による変圧器等

備考：形態4において消火設備を設置する場合

規則第33条第1項に該当する高引火点危険物のみを100℃以下の温度で取り扱う一般取扱所に、建築物その他の工作物を包含するように同条第1項第2号に掲げる消火設備を設置する場合には、変電室にも適応する消火設備を設置するか、又は、建築物その他の工作物及び変電室に適応する消火設備をそれぞれ設置する必要がある。

(2) 製油所、油槽所等でのドラム缶出荷まで野積み状態で取り扱う一般取扱所

第1石油類又は第2石油類を、ドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、防火上安全な措置を講じ、空地の幅は屋外貯蔵所に準じることとする。

なお、貯蔵を目的とする場合は屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制される。

（昭和36年5月10日付自消甲予発第25号、昭和40年1月19日付自消丙予発第8号、昭和40年4月15日付自消丙予発第71号）

(3) トラック上でドラム缶に危険物を充填する一般取扱所

トラック上にドラム缶を並べ、直接危険物を注入する一般取扱所については、以下のとおりとする。（昭和42年6月8日付自消丙予発第35号）

- ① 適用危険物は引火点40℃以上のものに限ること。
- ② 設備の構造規制は以下のとおりとすること。
 - ア 電磁式液圧弁付流量計（200Lセットマイクロスイッチ内蔵）を設けること。
 - イ 自動閉止装置付ノズルを用いること。
 - ウ 一般取扱所全体を覆う固定消火設備（例：エアフォームヘッダー）を設けるとともに、必要な第4種、第5種の消火器を設けること。
 - エ 使用ドラム缶のすべてが充填前に必ず水压テスト（水槽中0.1Mpa以上加圧）を行い合格したものであること。

(4) 海水油濁の防止のための廃油処理施設

海水油濁の防止のための廃油処理施設の規制については、以下のとおりとすること。

（昭和48年8月2日付消防予第120号）

- ① バラストタンク、オイルセパレーター、ガードベースン等は、すべてを含んだ一般取扱所として規制する。
- ② バラストタンクで分離された油を貯蔵するスロップオイルタンクは、屋外タンク貯蔵所として規制する。
- ③ バラストタンクは20号タンクとして取り扱い、その消火設備は、第4種及び第5種消火設備を設置することで足りる。
また、オイルセパレーター、ガードベースン等についても、消火設備は、第4種及び第5種消火設備を設置することで足りる。
- ④ バラストタンクの20号防油堤は必ずしも設置する必要はない。

(5) 移動タンク貯蔵所のタンク内の残ガス排出設備

ローリー積場の残ガス排出設備を次の方法により、一般取扱所（ローリー積場）に設けることは差し支えない。

（昭和52年3月22日付消防危第41号、昭和56年10月6日付消防危第129号）

- ① 吸引ブローアーにより吸引されたタンクローリー内のガスはローリー出荷場の屋根上部より2mの高さから排出する
- ② 機器については、耐圧防爆型を使用する。
- ③ 静電気対策については、既設アース受信部を改造する。

(6) 大型プレス機等の一般取扱所

建築物内にオイルタンク、オイルポンプ、オイル清浄機、オイルクーラー等を設置し、プレス機を建物から離れた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって、一般取扱所として規制する。（昭和56年10月7日付消防危第134号）

(7) トラックターミナルの一般取扱所

公共トラックターミナルにおいて、危険物を運搬容器のままで荷下ろし、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場合は、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一の一般取扱所として規制できること。（昭和57年8月11日付消防危第82号質疑）

(8) 鉄道貨物運搬車への詰め替えを行う一般取扱所

危険物をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送し、専用運搬車に詰め替えを行う場合は、専用運搬車及

び軌道敷を含む範囲を一般取扱所（保有空地含む。）として規制して差し支えない。

（昭和58年11月16日付消防危第118号）

(9) 索道により危険物を運搬する一般取扱所

鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を工事現場へ運搬するものは、運搬タンクに危険物を受け入れる場所から自給式ポンプにより危険物を払い出す場所までが、一の一般取扱所に該当する。

（昭和58年11月30日付消防危第126号）

(10) 印刷工場における溶剤回収装置の一般取扱所

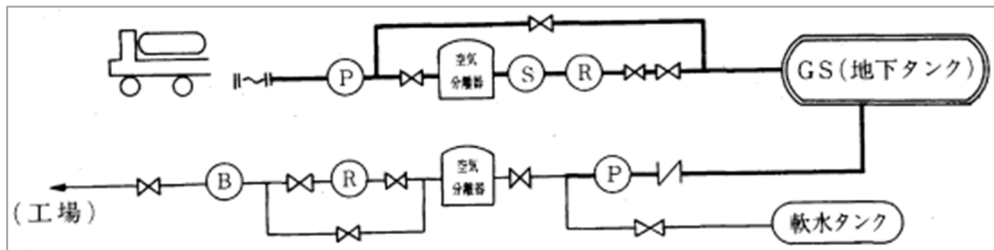
印刷工場（一般取扱所）において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えない。なお、有機溶剤の回収は危険物の製造には該当しないこと。

（昭和59年6月8日付消防危第54号）

(11) エチルアルコールを水で希釈する設備の一般取扱所

エチルアルコールを水で希釈する設備で、下図のような移動タンク貯蔵所からエチルアルコールを地下貯蔵タンクに貯蔵したのち、ポンプ設備を使用して配管中で水を混合する場合、ポンプ設備を一般取扱所として規制し、地下貯蔵タンクを政令第9条第20号に規定するタンクとして取り扱う。

（昭和56年7月3日付消防危第83号）



(12) 動植物油類の一般取扱所

① 動植物油の地下タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が地下タンクの直上部に設けられており、当該注入口等の部分において1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は一般取扱所となる

② 動植物油の屋外タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属して払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等が設けられており、当該払出口等の部分において1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、当該払出口等は危険物施設の許可が必要となる。

③ 植物油の屋外タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が一般取扱所となる場合、一般取扱所となる範囲は注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までである。

また、保安距離は、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。

（平成元年7月4日付消防危第64号質疑 問17～20）

(13) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（平成11年6月2日付消防危第53号、平成24年6月7日付消防危第154号、平成25年8月23日付消防危第156号）によること。

(14) 共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

共同住宅等における燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付消防危第81号、平成16年6月4日付消防危第61号、第62号）によること。

(15) 移動タンク貯蔵所の被けん引車を固定して使用する一般取扱所

国際輸送用タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所（被けん引車形式）の被けん引車を、タンクコンテナ内に貯蔵する払い出しを行うため等、一般取扱所内に固定し、取り扱うことは、当該タンクコンテナが、一般取扱所の危険物を取り扱うタンクと同等の性能を有しているものとして、次の安全対策が講じられている場合に限り、当該取扱いを認めて差し支えない。

（平成17年3月31日付消防危第67号）

① 被けん引車を耐震・耐風圧性能を有する固定方法により固定するとともに、当該固定部分を包含

する水噴霧消火設備を設置する。

- ② タンクコンテナ内において加熱用蒸気配管を用いる場合には、適切に温度管理を行うほか、タンクコンテナ内の温度が一定の温度に達した場合に蒸気の注入を自動的に遮断する構造とする。
- ③ その他、政令第9条第1項第20号イの規定（当該規定により準用される、政令第11条第1項第5号（支柱に関する事項に限る。）および同第6号を除く。）に適合する。
- ④ 当該取扱いに従事する者には、定期的に教育訓練を実施し、これらの記録を適正に記録・保存する。

第4 類型化された特例の一般取扱所（令19-2）

1 政令第19条第2項に掲げる類型化された特例の一般取扱所

類型化された一般取扱所については、基準の特例が定められている。（政令第19条第2項）

第1項の一般取扱所が原則として、1棟又は一連の工程をもって一の許可単位（「1棟規制」という。以下同じ。）としているのに対し、第2項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて第1項の位置、構造、設備各基準の特例が定められ、第2項の施設形態（危険物の充てん、容器詰替えを除く。）のものについては、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができる。

なお、設置しようとする一般取扱所が第1項及び第2項等複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。

類型化された一般取扱所	取扱う危険物	指定数量の倍数	適用条文（規則）
専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所	第2類又は第4類の危険物（特殊引火物を除く）	30未満	第28条の55
専ら洗浄作業を行う一般取扱所	引火点が40℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の55の2
専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所	引火点が70℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の56
危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	引火点が40℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の57
専ら充てん作業を行う一般取扱所	液体の危険物（アルキルアルミニウム等政令19条の4で特例適用を受けるものを除く）		第28条の58
専ら詰替え作業を行う一般取扱所	引火点が40℃以上の第4類の危険物	30未満	第28条の59
油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（建築物内）	高引火点危険物のみ（100℃未満での取扱い）	50未満	第28条の60
切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（建築物内）	高引火点危険物のみ（100℃未満での取扱い）	30未満	第28条の60の2
熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（建築物内）	高引火点危険物	30未満	第28条の60の3
蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	第4類の危険物	各基準による	第28条の60の4(2)～(5)

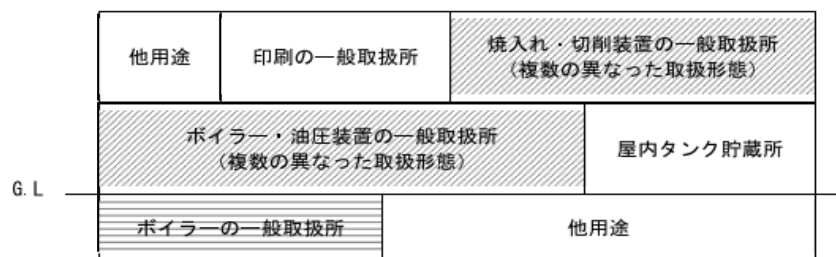
2 類型化された一般取扱所の複数設置の例

部分規制の一般取扱所には、区画室単位（耐火構造で区画）の規制と設備単位（設備の周囲に空地を設ける）の規制がある。

- (1) 一の建築物に複数の一般取扱所（政令第19条第2項第4号、第5号に規定するものを除く。）の設置が認められ、更に、政令第2条及び第3条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建築物内に設けることができる。（平成元年7月4日付消防危第64号質疑）

※ 各設置例に伴う規制範囲については、第2章「審査・運用指針」第3「危険物施設の規制範囲」及び「留意事項」参照。

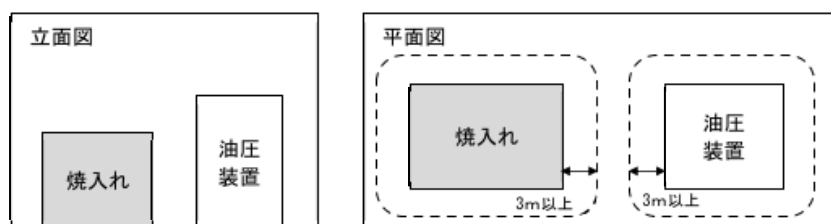
部分設置（区画単位）の一般取扱所



- (2) 設備単位で規制される一般取扱所において、政令第19条第2項各号で同一のものの危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、複数の設備を一の一般取扱所として規制する場合、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。

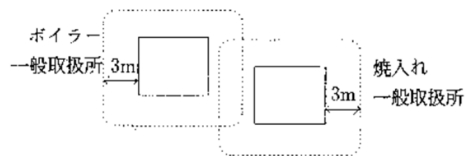
(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

部分設置（設備単位）の一般取扱所の設置例



- (3) 同一室内に設備単位で規制される一般取扱所で、政令第19条第2項の異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、危険物を取り扱う設備周辺に設ける幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。したがって、それぞれが一の設備単位で規制される。

(平成元年3月1日付消防危第14号)



認められない例

- (4) 政令第19条第2項各号で定める一般取扱所は危険物取扱形態ごとの許可であり、1つの許可で他の取扱形態との混在は認められない。

(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

- (5) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて区画し政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。

(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)



建物内の複数の区画室をまとめて一の区画室単位の一般取扱所とした例



危険物を取り扱わない部分も含めて建物全体を一の区画室単位の一般取扱所とした例

- (6) 政令第19条第2項で規制する一般取扱所で、複数の取扱形態を有する一般取扱所については、第15「複数の取扱形態を有する一般取扱所」を参照すること。

3 各一般取扱所の位置、構造、設備の基準

(1) 各一般取扱所の位置、構造、設備の基準については、以下の表のとおり

政令第9条第1項 製造所の基準	政令第19条														
	第1項 規制	第2項規制 (類型化された形態の一般取扱所)													
		一般 取扱 所	吹 付	洗 浄	焼 入 れ	ボイラー		充 て ん	詰 替 え	油 圧	切 削	熱 媒 体 油	蓄電池		
						(屋 上 以 外)	(屋 上)						30 倍 未 満 (建 築 物 に 設 置)	10 倍 未 満 (建 築 物 に 設 置)	(屋 外)
第1号 保安距離	準						準								
第2号 保有空地	準						準								
第3号 標識及び掲示板	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	
第4号 地階の禁止	準						準								
第5号 建築物の構造	準														
第6号 屋根	準														
第7号 窓・出入口	準														
第8号 窓・出入口	準														
第9号 床の構造	準														
第10号 採光、照明、換気設備	準														
第11号 排出設備	準														
第12号 屋外設備周囲の囲い	準	準	準	準	準				準	準	準	準※2			
第13号 危険物を取り扱う機械器具等	準	準	準	準	準	準	準		準	準	準	準	準	準	
第14号 加熱装置等の温度測定装置	準	準	準	準	準	準	準		準	準	準	準	準	準	
第15号 乾燥設備等の直火の禁止	準	準	準	準	準	準	準		準	準	準	準	準	準	
第16号 加熱装置等安全装置	準	準	準	準	準	準	準		準	準	準	準	準	準	
第17号 電気設備等の構造等	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準※2	準※2		
第18号 静電気除去装置	準	準	準	準	準	準	準				準	準	準	準	
第19号 避雷設備	準	準	準	準	準	準	準				準	準	準	準	
第20号 20号タンクの位置、構造及び設備	準	準	準	準	準	準※1	準		準	準	準	準	準	準	
第21号 配管の位置、構造及び設備	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	準	
第22号 電動機、ポンプ等	準	準	準	準	準	準	準		準	準	準	準	準	準	

「準」…政令第9条第1項の製造所の基準に準じる。 空欄…設備ごとの特例基準

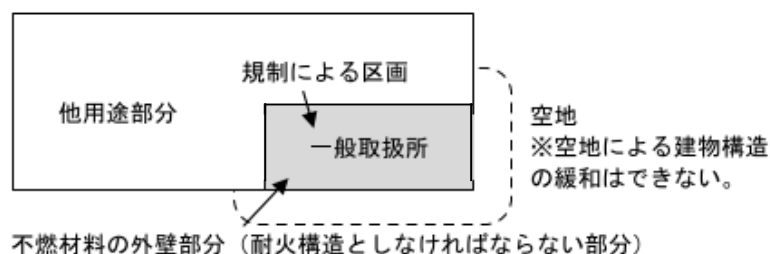
「※1」…第20号イ（防油堤に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

「※2」…危険物を用いた蓄電池設備が告示（告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものについては、第12号及び第17号の規定は適用しない。

(2) 共通基準

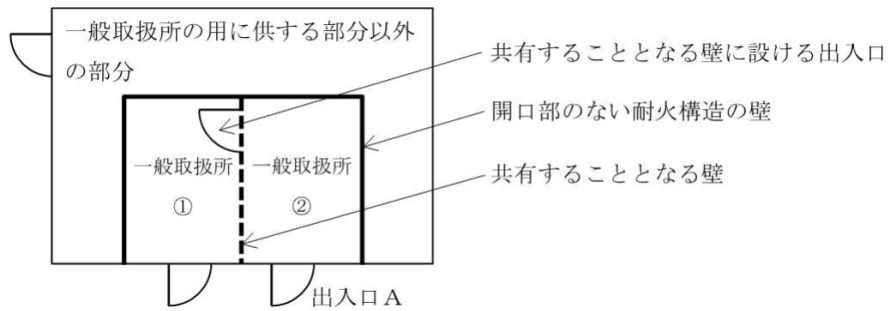
- ① 一般取扱所の用に供する部分で、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするものについて、当該外壁の周囲に空地を確保しても、その構造を不燃材料とすることはできない。

（平成元年7月4日付消防危第64号質疑）



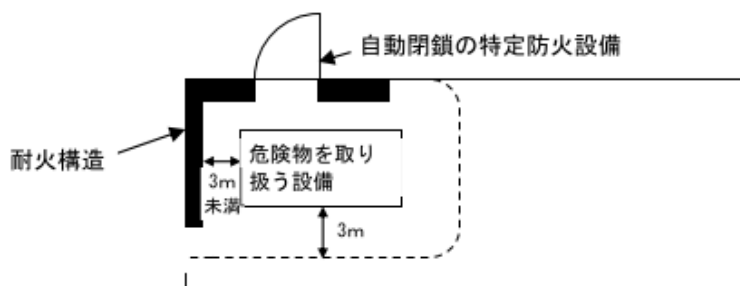
- ② 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一の建築物の同一階において、政令第19条第2項の規定により適用される位置、構造及び設備の技術上の基準（規則第28条の58及び第28条の59を除く。）に適合する2つの一般取扱所（一般取扱所①及び②）を次図のように隣接して設置する場合、以下のとおり判断する。

（令和5年3月24日消防危第63号）



- ア 隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁及び当該壁に設ける出入口の戸は、いずれも双方の一般取扱所の規制範囲となる。
- イ 一方又は両方の一般取扱所について、規則第28条の55第2項第2号又は第28条の56第2項第1号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁とすること。
- ウ 一方又は両方の一般取扱所について、規則第28条の55第2項第4号の基準に適合させる必要がある場合、隣接していることにより2つの一般取扱所で共有することとなる壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- エ 例えば出入口Aを設けない場合など、一方の一般取扱所が、もう一方の一般取扱所を経なければ出入りできないような構造であってもよい。
- オ どちらの一般取扱所についても、一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の壁で区画されていることから、規則第33条第1項第1号括弧書きの「当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの」に該当するものと解してよい。

- ③ 「壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分とを区画する必要があるもの」については、「同等以上の強度を有する構造」として、平成12年建設省告示1399号第1号の1のトに適合する壁（75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル）が認められている。（平成2年10月31日消防危第105号）
- ④ 「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床は、それぞれ政令第10条第3項第4号並びに規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床として認めてよい。（令和5年3月24日消防危第63号）
- ⑤ 建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号（第1号にあつては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床は、それぞれ政令第10条第3項第4号並びに規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」の壁及び床として認めてよい。（令和5年3月24日消防危第63号）
- ⑥ 設備規制の場合、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3m以上の空地を保有しなければならないが、壁、柱が耐火構造で出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外に開口部がない場合は、幅3m未満の空地でもよい。



⑦ 規則第28条の55第2項第2号に規定する（準用する場合も含む。）「出入口以外の開口部を有しない」については、次によること。

ア 配管又は電線による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行う場合は開口部とみなさないことができる。

イ 換気設備又は可燃性蒸気排出設備による壁又は床の貫通部分は開口部に含まれるが、埋め戻し等の措置を行い、かつ、防火上有効にダンパー等を設ける場合は開口部とみなさないことができる。

ウ ア、イによるほか、壁又は床を貫通させることができるのは、当該危険物施設に係るもののみとすること。（★）

⑧ 類型化された一般取扱所の各基準から準用される法令の基準については、当該準用される施設の各基準によること。

⑨ 各類型化一般取扱所の消火設備については、第15章「消火・警報・避難設備の基準」によること。

第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所 （令19-2-1）

1 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所

塗装、印刷又は塗布のために危険物〔第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。〕を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第1号）

当該一般取扱所は、耐火構造で区画するものであるが、さらに床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画単位の部分規制の一般取扱所である。

2 作業形態

該当する作業形態としては次のようなものがあり、機械部品等の洗浄作業は含まれない。

（平成元年7月4日付消防危第64号質疑）

- | |
|---|
| (1) 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
(2) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
(3) 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業 |
|---|

吹き付け塗装作業工程と連続する工程が存在し、危険物を取り扱うのは吹き付け塗装作業工程のみである場合、連続する工程を含めて専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所として差し支えない。

3 特例基準

吹付塗装作業等の一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の55第1項）

- (1) 設置することができる部分は、建築物内に限られ、更に地階又は地階を有する部分以外の部分である。「地階」とは、建基令第1条第2号に規定する地階をいうものであり、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第4「地階」によること。

なお、「耐火構造」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。

- (2) 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」とは、前第4「類型化された特例の一般取扱所」3「各一般取扱所の位置、構造、設備の基準」(2)「共通基準」によること。

- (3) 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5〔延焼のおそれのある外壁等〕によること。
- (4) 「特定防火設備」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。
- (5) 「危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設ける」とは第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」によること。
- (6) 「必要な採光、照明設備」とは、危険物の取扱い等に十分な照度が確保できる場合は設けないことができる。
 なお、必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。
- (7) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第10.3「採光、照明、換気設備及び排出設備」及び別記6〔換気、排出設備〕によること。
- (8) 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記6〔換気、排出設備〕によること。

第6 専ら洗浄作業等を行う一般取扱所（令19-2-1の2）

1 専ら洗浄作業等を行う一般取扱所

洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

（規則第28条の54第1号の2）

分 類		倍数制限	規制方法
洗浄作業等を行う 一般取扱所	規則第28条の55の2 第2項	30倍未満	区画単位の規制
	規則第28条の55の2 第3項	10倍未満	設備単位の規制

2 作業形態

該当する作業形態としては、部品等に危険物を吹き付けて行うもの、液体に浸すもの、液体と一緒に攪拌するもの等があり、洗浄されるものは非危険物に限られる。

指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできる。

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならない。
 （平成10年3月4日消防危第19号）

3 特例基準

- (1) 洗浄作業の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準

指定数量の倍数が30未満のものの特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の55の2第1項、第2項）

当該施設は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所 3 特例基準 (1)～(8)によること。
- ② 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲の囲いは、別記9〔20号タンク〕8〔20号防油堤等〕の例によること。
- ③ 過熱防止装置については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第13「温度測定装置」及び第14「加熱乾燥設備」によること。

(2) 洗浄作業のための一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）の基準

指定数量の倍数が10未満のものの特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

（規則第28条の55の2第3項）

当該施設は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

① 第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所 3 特例基準 (1)、(4)～(8)の例によること。

② ①によるほか、前(1) ②、③によること。

第7 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所（令19-2-2）

1 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所

焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

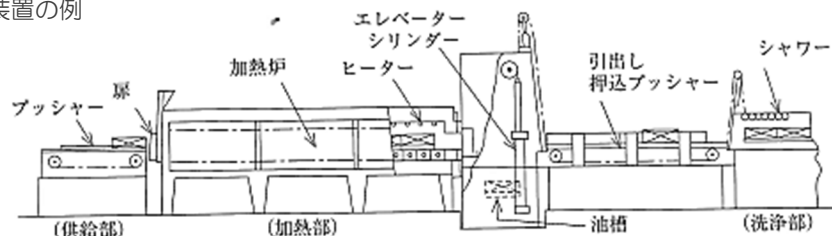
（規則第28条の54第1号の2）

分 類		倍数制限	規制方法
焼入れ作業等を行う一般取扱所	焼入れ装置	規則第28条の56 第2項	30倍未満
		規則第28条の56 第3項	10倍未満
	放電加工機	規則第28条の56 第2項	30倍未満
		規則第28条の56 第3項	10倍未満

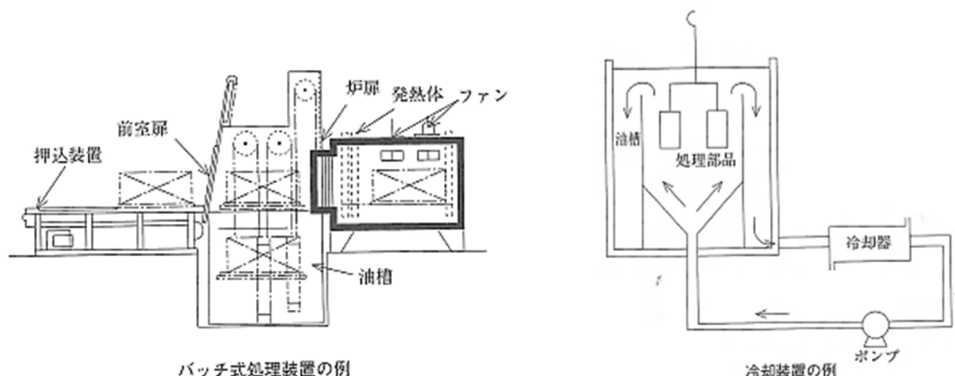
2 作業形態

- (1) 焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐磨耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのあるものがある。本規定でいう「焼入れ」とは、冷却装置に油を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が70℃以上の第4類の危険物を使用するものに限られる。

焼入れ装置の例



連続処理装置の例



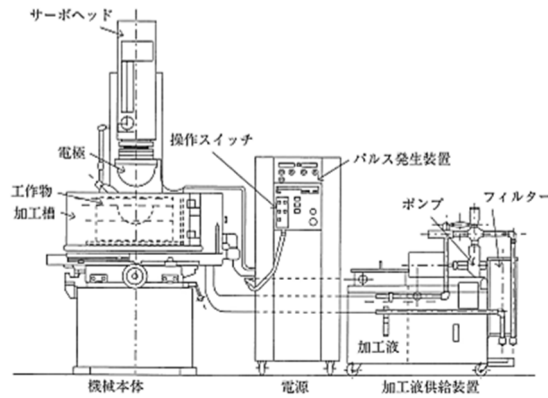
- (2) 放電加工機とは、電気絶縁性が高い加工液（油）中で工具を電極として工作物に接近させ、工具と工作物との間に10～50μm程度の間隔を保って過渡アーク放電を繰り返し発生させ、放電の際の熱と圧力の作用で工作物の表面を加工するものである。

加工液には、粘度の低いスピンドル油が使用されるが、灯油が代用されることがある。

放電加工機の構造は、機械本体と加工液供給装置で構成され、機械本体は電極送り機構と加工

槽等からなっている。

放電加工機の例



3 特例基準

- (1) 焼入れ又は放電加工のための一般取扱所(指定数量の倍数が30未満のもの)の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。(規則第28条の5第1項、第2項)

当該一般取扱所は、耐火構造で区画するものであるが、さらに床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

① 第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所 3 特例基準 (1)～(8)の例によること。

- (2) 焼入れ又は放電加工のための一般取扱所(指定数量の倍数が10未満のもの)の基準の特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。(規則第28条の5第3項)

焼入れ又は放電加工のための一般取扱所(10倍未満)は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

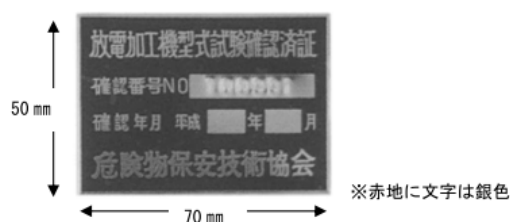
① 第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所 3 特例基準 (4)～(8)の例によること。

② 不燃材料については、別記2【不燃材料及び耐火構造】によること。

- (3) 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置すること。(★)

- | |
|---|
| ① 液温検出装置 |
| 加工液の温度が設定温度(60℃以下)を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置 |
| ② 液面検出装置 |
| 加工液の液面が設定位置より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置 |
| ③ 異常加工検出装置 |
| 極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置 |
| ④ 自動消火装置 |
| 加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、直ちに加工を停止させるとともに警報を発生し、消火できる機能を有する装置 |

- (4) 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全装置等の安全性を確認したのに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、貼付済みのものを設置する必要がある。(昭和61年1月31日付消防危第19号)



4 留意事項

- (1) 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の56第2項又は同条第3項のいずれの特例基準によることもできる。

(平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号)

第8 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（令19-2-3）

1 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

(規則第28条の54第3号)

「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれるものであること。

(平成元年7月4日消防危第64号)

なお、航空機や自動車等のエンジンの性能試験等を行う装置は、これらに該当せず、政令第19条第1項により規制すること。

分 類		倍数制限	規制方法
ボイラー、バーナー等一般取扱所	規則第28条の57 第2項	30倍未満	区画単位の規制
	規則第28条の57 第3項	10倍未満	設備単位の規制（屋内設置）
	規則第28条の57 第4項	10倍未満	設備単位の規制（屋上設置）

2 特例基準

- (1) 屋内でボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が30未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。

(規則第28条の57第2項)

上記特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならない。

(平成10年3月4日消防危第19号)

当該施設は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所 3 特例基準 (2)～(8)の例によること。
- ② 不燃材料及び耐火構造は、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- ③ 延焼防止のため、排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、政令第23条を適用し、排気筒が区画を貫通することを認めて差し支えない。（※特例申請不要）

(平成29年10月30日消防危第216号)

「不燃材料で有効に被覆する」とは、次によること。（★）

ア ロックウール等で厚さ50mm以上で有効に被覆したもの又はそれと同等以上の材料で被覆したものであること（例：フジエアダクト（日本消防設備安全センター評定品）で厚さ20mmで被覆）

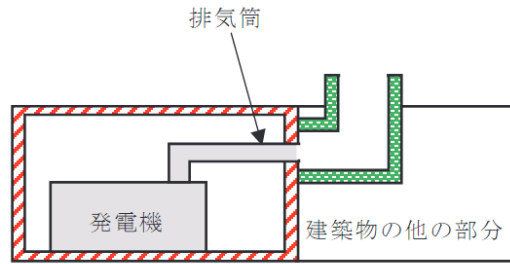
イ 被覆の表面温度は、排気筒内を定格運転時の排気が通過しても、100℃又は取り扱う危険物の引火点のいずれか低い方の温度未満であること

「耐火構造の煙道内に設置すること等の措置」とは、次によること。（★）

ア 煙道は耐火構造とするとともに、厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とする

イ 煙道内には、不必要な設備を設置しない。ただし、出火のおそれが著しく少ないなど、防火上支障ない場合はこの限りではない

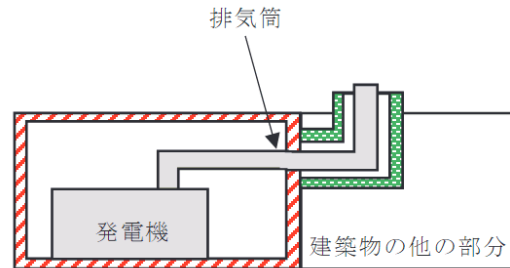
ウ 煙道の出口は防火上安全な場所とする



煙道の構造例 1

凡例

- 一般取扱所の区画壁
- 耐火構造の煙道



煙道の構造例 2

凡例

- 一般取扱所の区画壁
- 耐火構造の煙道

- ④ 病院等に設置されるもので、停電等非常時においても必要不可欠とされるボイラー等にあつては、規則第28条の57第2項第2号中の「非常用電源に係るもの」として取り扱うことができる。
- ⑤ 「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。
- ア 対震安全装置
地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰方法は手動式であること。
なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものとする。
 - イ 停電安全装置
ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険のないもの。
 - ウ 炎監視装置
起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。
 - エ 空焚き防止装置
ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置。
 - オ 過熱防止装置
温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。
- ⑥ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の1/5未満のものを除く。）の周囲の囲いは、別記9〔20号タンク〕8〔20号防油堤等〕の例によること。

- (2) 屋内でボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が10未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
(規則第28条の57第3項)
上記特例基準により設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならない。
(平成10年3月4日消防危第19号)
また、上記一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平家建ての建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所 3 特例基準 (6)～(8)の例によること。

- ② 「排水溝」の構造については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」(5)によること。
 - ③ 「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」は、前(1)⑤によること。
 - ④ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の1/5未満のものを除く。）の周囲の囲いは、前(1)⑥によること。
- (3) 屋上でボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が10未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号まで及び第20号イ（防油堤にかかる部分に限る。）の規定は、適用しない。
（規則第28条の57第4項）
上記特例基準により設置する場合にあっては、一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならない。
（平成10年3月4日消防危第19号）
- ① ボイラー等は、避難上支障のない位置に設けること。（★）
 - ② ボイラー等の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずること。（★）
 - ③ キュービクル式設備（内蔵タンクを含む。）の鋼板等の外箱（底部も鋼板製であるものに限る。）を、流出防止の囲いの代替とすることできる。
※努めて「平成22年宜野湾市消防本部告示第1号 火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」に適合したものを使用すること。（★）
 - ④ 「規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲い」とは、別記9〔20号タンク〕8〔20号防油堤等〕の例によること。
 - ⑤ 架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えない。
（平成29年10月30日消防危第216号）
 - ⑥ 「特定防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」．．3「特定防火設備」によること。
「耐火構造」は、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
 - ⑦ ボイラー等がキュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、規則第28条の57第4項第8号に規定する「傾斜及び貯留設備」、「油分離装置」の設置を省略することができる。
※外部に漏れない構造とは、キュービクル内部が防油堤構造となっている場合やキュービクルの架台が漏れない構造となっている場合等が考えられる。
 - ⑧ 規則第28条の57第4項第9号ハ、ニに規定する「採光、照明及び換気の設備」、「屋外の高所に排出する設備」については、第4章「屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第15「採光、照明、換気設備及び排出設備」の例によること。
 - ⑨ 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には点検できる十分なスペースを確保すること。
 - ⑩ タンクには、危険物の過剰注入を防止するため、戻り配管等を設けること。（★）
 - ⑪ 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記6〔換気、排出設備〕によること。
 - ⑫ 「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」は、(1)⑤によること。

3 留意事項

- (1) 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の57第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできる。
(平成10年3月4日消防危第19号、平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号)
- (2) 当該一般取扱所の排気筒は規則第28条の57第2項第1号及び第3項第3号（規則第28条の55第2項第8号引用）の規定並びに規則第28条の57第4項第10号の規定に係る「換気の設備」に該当せず、防火上有効なダンパー等の設置は必要ない。
(平成29年10月30日消防危第216号)
- (3) 異常燃焼等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導すること。（★）
- (4) ボイラー等を設置する室とは別の位置にポンプ室を設ける場合は、次によること。
 - ① ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。
 - ② ポンプ室は、上階の床を耐火構造とし、かつ、天井を設けない。
 - ③ ポンプ室には、窓その他出入口以外の開口部を設けない。
 - ④ ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設ける。
 - ⑤ ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定する。
 - ⑥ ポンプ室の床には、その周囲に高さ0.2メートル以上の囲いを設けるとともに、当該床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設ける。
 - ⑦ ポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
 - ⑧ ポンプ室の換気及び排出の設備には防火上有効にダンパー等を設ける。
 - ⑨ 当該ポンプ室には、見やすい箇所に一般取扱所のポンプ室である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設ける。
 - ⑩ ポンプ室には、第5種消火設備を設ける。

第9 専ら充填作業を行う一般取扱所（令19-2-4）

1 専ら充填作業を行う一般取扱所

車両に固定されたタンクに液体の危険物（アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を除く。以下、同じ。）を注入する一般取扱所（当該取扱所において併せて液体の危険物を容器に詰め替える取扱所を含む。）
(規則第28条の54第4号)

なお、当該一般取扱所は政令第19条第2項を適用する一般取扱所の中で唯一、保安距離、保有空地が適用される。

2 特例基準

車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第5号から第12号までの規定は、適用しない。
(規則第28条の58第1項、第2項)

- (1) 「耐火構造」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
- (2) 「防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」、2「防火設備」によること。
- (3) 「網入りガラス」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第8「網入りガラス」によること。
- (4) 規則第24条の16の例は、第11章「給油取扱所の位置、構造及び設備の基準」Ⅰ屋外給油取扱所第4「給油空地及び注油空地の舗装」を参照。
- (5) 規則第24条の17の例は、第11章「給油取扱所の位置、構造及び設備の基準」Ⅰ屋外給油取扱所第5「滞留・流出防止措置」を参照。
なお、貯留設備、油分離装置を設ける場合は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」1.(3)「貯留設備の構造」及び第11「屋上の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」1.(4)「油分離装置の構造」によること。

3 留意事項

- (1) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下、「充てん設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下、「詰替え設備」という。）を兼用して設けることができる。その場合、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設ける必要があること。
- (2) 充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用とすることができる。
- (3) 詰替え設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものであること。
- (4) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、規則第25条の2（第2号ハからヘまで及び第4号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例により設けること。（★）
- (5) 詰替え設備には、急激な圧力の上昇を防止する定流量弁等を設けるよう指導すること。（★）
- (6) 取り扱うことのできる危険物は、次の危険物を除く液体の危険物である。

- ① アルキルアルミニウム等とは、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第6条の2の8）
- ② アセトアルデヒド等とは、第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第13条の7）
- ③ ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第13条の7）

- (7) 「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、政令別表第3の性質欄に掲げる非水溶性とは異なるので注意すること。
(平成元年7月4日付消防危第64号質疑)

第10 専ら詰替え作業を行う一般取扱所（令19-2-5）

1 専ら詰替え作業を行う一般取扱所

固定した注油設備によって危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの。
(規則第28条の54第5号)

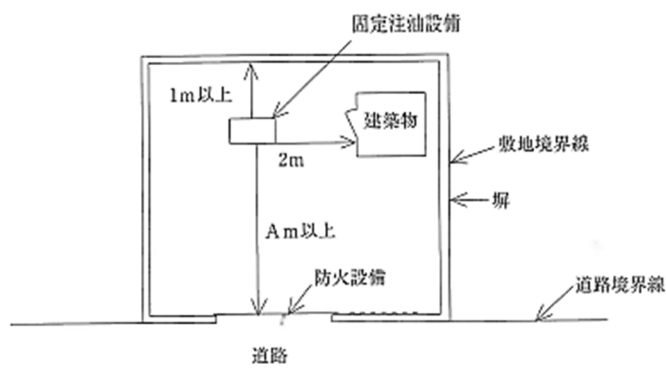
2 特例基準

固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000L以下のタンクに注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項（第3号、第17号及び第21号を除く。）の規定は適用しない。
(規則第28条の59第1項、第2項)

- (1) 規則第28条第2項第1号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第24条の16の例による舗装（第11章給油取扱所 I 屋外給油取扱所第4「給油空地及び注油空地の舗装」参照）をすること。
- (2) (1)の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように規則第24条の17の例による措置（第11章給油取扱所 I 屋外給油取扱所第5「滞留及び流出を防止する措置」参照）を講じること。
- (3) 「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界線の境界であり、設置者の所有する隣地境界線とは異なること。

固定注油設備と道路境界線との離隔距離

固定注油設備の区分		距離
懸垂式の固定注油設備		4 m
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下この号において「最大注油ホース全長」という。）が3 m以下のもの	4 m
	最大注油ホース全長が3 mを超え4 m以下のもの	5 m
	最大注油ホース全長が4 mを超え5 m以下のもの	6 m



- (4) 「耐火構造及び不燃材料」とは、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。
- (5) 「防火設備」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」、2「防火設備」によること。
- (6) ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、政令第17条第1項第20号に規定する給油取扱所のポンプ室等の例によるもので、その概要は政令第17条第1項第20号イ（ポンプ室等の床）、ロ（採光、照明及び換気設備）ハ（可燃性蒸気排出設備）によるものとする。

3 留意事項

- (1) 危険物の保有は、容量30,000ℓ以下の専用タンクに限られる。
- (2) 一般取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災
前2.10の「告示に定める火災」、「告示で定める箇所」、「告示で定める式」及びそれらの運用は、第11章「給油取扱所の位置、構造及び設備の基準」I屋外営業用給油取扱所第14「給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁」3「給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等」及び4「運用指針」によるものとする。
- (3) 一般取扱所の火災発生場所について
一般取扱所における火災の想定をする場合、施設によって差が生じるが、過去の事故事例から判断すると、一般的には危険物を実際に取扱う部分が火災の範囲になると想定される。

- | |
|--|
| <p>① 固定注油設備で容器詰め替えの場合
容器から溢れた危険物や、注油ノズルが外れてノズルの先端部から漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、詰め替え容器を置く部分を中心とした円を想定。</p> <p>② 固定注油設備で移動貯蔵タンク等に注入する場合
移動タンク等の注入口から危険物があふれ出たり、吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、注入する移動貯蔵タンク等の停車位置の駐車場所の中央を中心とした円を想定。</p> <p>③ 注入口の場合
荷卸しにきた移動タンク貯蔵所の荷卸しに使う吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、移動貯蔵タンクの荷卸しに使用する反対側吐出口を外周とした円を想定。</p> |
|--|

第11 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（令19-2-6）

1 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が50未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第6号）

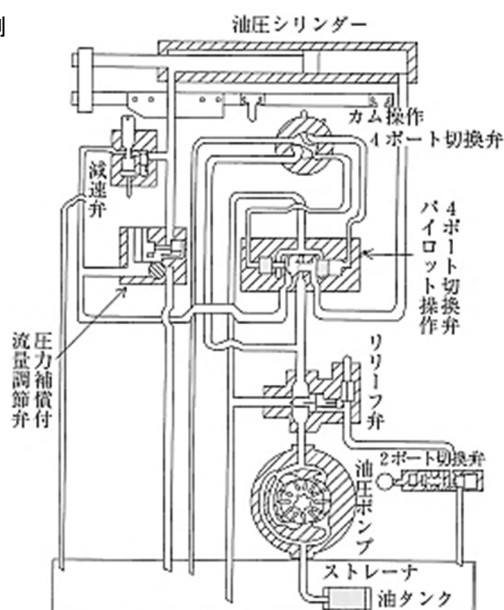
当該一般取扱所の形態としては、建築物内において油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等を使用される潤滑油循環装置などで、引火点が100℃以上の第4類の危険物を100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が50未満のものである。

分 類			倍数制限	規制方法
油圧装置等の 一般取扱所	油圧装置	規則第28条の60 第2項	50倍未満	平屋建に設ける 不燃材料の区画規制
		規則第28条の60 第3項	50倍未満	耐火構造の区画規制
		規則第28条の60 第4項	30倍未満	設備単位の規制
	潤滑油循環装置	規則第28条の60 第2項	50倍未満	平屋建に設ける 不燃材料の区画規制
		規則第28条の60 第3項	50倍未満	耐火構造の区画規制
		規則第28条の60 第4項	30倍未満	設備単位の規制

当該一般取扱所は規則第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が30未満の一般取扱所については、規則第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできる。

(平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号)

油圧装置の例



2 特例基準

- (1) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所(指定数量の倍数が50未満のもの)の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。

(規則第28条の60第1項、第2項)

当該施設は、不燃材料で造られた平家建の建築物の一部に不燃材料の壁等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 「不燃材料及び耐火構造」とは、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
- ② 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5「延焼のおそれのある外壁等」によること。
- ③ 「特定防火設備及び防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」1参照のこと。
- ④ 「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第9条第1項第20号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。
(昭和58年3月9日消防危第21号)
- ⑤ 「規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲い」は、別記9「20号タンク」の8によること。
- ⑥ 「危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設ける」

とは第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」によること。

- ⑦ 「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができる。

なお、必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。

- ⑧ 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第10「採光、照明、換気設備及び排出設備」及び別記6「換気、排出設備」によること。

- ⑨ 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記6「換気、排出設備」によること。

- (2) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が50未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。

（規則第28条の60第3項）

当該施設は、建築物の一部に出入口及び換気設備以外の開口部を有しない耐火構造の壁、床等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 前(1) ①～⑨の例によること。

- (3) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。

（規則第28条の60第4項）

当該施設は、不燃材料で造られた天井を有しない平家建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 前(1) ①、③～⑨の例によること。

3 留意事項

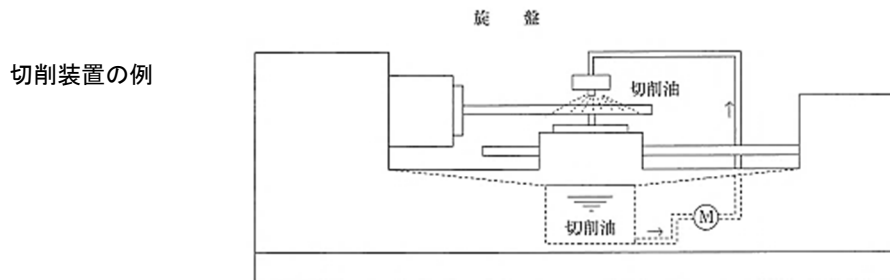
- (1) 油圧装置等に内蔵されたタンクは20号タンクに該当しないが、指定数量の1/5以上の地下タンクを除く別置タンクは20号タンクに該当する。

第12 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（令19-2-7）

1 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

（規則第28条の54第7号）



2 特例基準

- (1) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条

第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は適用しない。
(規則第28条60の2第1項、第2項)

当該施設は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 設置することができる部分は、建築物内に限られ、更に地階又は地階を有する部分以外の部分である。「地階」とは、建築基準法施行令第1条第2号に規定する地階をいうものであり、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第4「地階」によること。
- ② 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5「延焼のおそれのある部分等」によること。
- ③ 「特定防火設備」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。
- ④ 「危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設ける」とは第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」によること。
- ⑤ 「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができる。
なお、必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。
- ⑥ 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第10「採光、照明、換気設備及び排出設備」及び別記6「換気、排出設備」によること。
- ⑦ 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記6「換気、排出設備」によること。
- ⑧ 「不燃材料及び耐火構造」とは、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
- ⑨ 「規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲い」は、別記9「20号タンク」の8によること。

- (2) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所(指定数量の倍数が10未満のもの)の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は適用しない。

(規則第28条60の2第3項)

当該施設は、不燃材料で造られた天井を有しない平家建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3mの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 前(1) ③～⑨の例によること。

3 留意事項

- (1) 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。

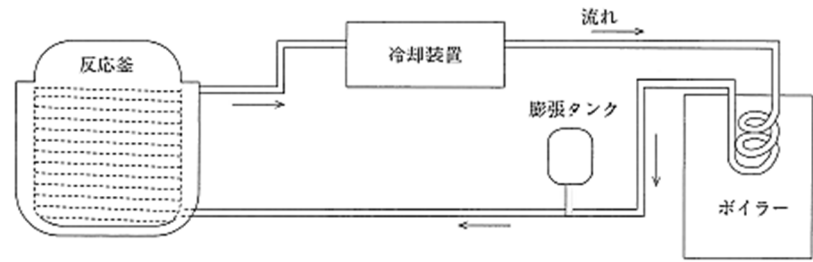
また、特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。
(平成10年3月4日消防危第19号)

第13 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所(令19-2-8)

1 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

危険物以外の物を加熱するため危険物(高引火点危険物に限る。)を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)
(規則第28条の54第8号)

熱媒体油循環装置の例



2 特例基準

- (1) 危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は適用しない。

（規則第28条60の3第1項、第2項）

当該施設は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 「危険物の漏えいを防止することができる構造」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」によること。
- ② 設置することができる部分は、建築物内に限られ、更に地階又は地階を有する部分以外の部分である。「地階」とは、建築基準法施行令第1条第2号に規定する地階をいうものであり、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第4「地階」によること。
- ③ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5〔延焼のおそれのある外壁等〕によること。
- ④ 「特定防火設備」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。
- ⑤ 「危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設ける」とは第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」によること。
- ⑥ 「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができる。

なお、必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。

- ⑦ 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第10「採光、照明、換気設備及び排出設備」及び別記6〔換気、排出設備〕によること。
- ⑧ 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記6〔換気、排出設備〕によること。
- ⑨ 「規則第13条の3第2項第1号の規定による囲いを設けること」とは、別記9〔20号タンク〕8「20号防油堤等」の例によること。
- ⑩ 危険物の過熱防止装置については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第13「温度測定装置」及び第14「加熱乾燥設備」によること。
- ⑪ 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」とは、前第4「類型化された特例の一般取扱所」3「各一般取扱所の位置、構造、設備の基準」(2)「共通基準」によること。
- ⑫ 「不燃材料及び耐火構造」とは、別記2〔不燃材料及び耐火構造〕によること。

3 留意事項

- (1) 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。
(平成10年3月4日消防危第19号)

- (2) 規則第28条の60の3第2項第1号に規定する「危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のもの」にタンクを用いる場合、指定数量の1/5以上のタンクは、20号タンクに該当する。

第14 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所(令19-2-9)

1 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(規則第28条の54第9号)

分 類			倍数制限	規制方法
蓄電池設備の 一般取扱所	建築物内	規則第28条の60の4 第3項	30倍未満	区画単位の規制
		規則第28条の60の4 第4項	10倍未満	設備単位の規制
	屋外	規則第28条の60の4 第5項	制限なし	設備単位の規制

2 特例基準

危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例は次によることとする。

(規則第28条60の4第1項)

※ リチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物の性状（第2類又は第4類）の危険物については、第2章「審査・運用指針」第5「その他の共通事項」5「リチウムイオン蓄電池の貯蔵」によること。

- (1) 危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等

蓄電池設備の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示（告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第12号（屋外設備周囲の囲い）及び第17号（電気設備）の規定は、適用しない。

(規則第28条の60の4第2項)

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 第68条の2の2（蓄電池設備の基準）
規則第28条の60の4第2項及び規則第28条の60の4第5項第4号の告示で定める基準は、日本産業規格C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格C4441「電気エネルギー貯蔵システム—電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項—電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

告示第68条の2の2の「これと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」とは、例えば、次のものが考えられること。
(令和5年9月19日消防危第251号)

- ① IEC（国際電気標準会議）62619又は62933-5-2に適合するもの
② UL（米国保険業者安全試験所）1973又は9540に適合するもの

- (2) 指定数量の倍数が30未満のもので、危険物を取り扱う蓄電池設備を建築物に設ける一般取扱所
(規則第28条60の4第3項)

当該施設は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

- ① 「特定防火設備」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。
② 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記5「延焼のおそれのある外壁等」によること。
③ 「危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設ける」とは第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」によること。
④ 「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保され

ていれば採光は設けないことができる。

なお、必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。

- ⑤ 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第10「採光、照明、換気設備及び排出設備」及び別記6「換気、排出設備」によること。
 - ⑥ 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記6「換気、排出設備」によること。
 - ⑦ 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」とは、前第4「類型化された特例の一般取扱所」3「各一般取扱所の位置、構造、設備の基準」(2)「共通基準」によること。
 - ⑧ 「不燃材料及び耐火構造」とは、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
- (3) 指定数量の倍数が10未満もので、危険物を取り扱う蓄電池設備を屋上に設ける一般取扱所
(規則第28条60の4第4項)
- 当該施設は、一般取扱所部分を耐火構造である建築物の屋上に設置する部分規制の一般取扱所で、次の基準に適合するものは、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号までの規定は適用しない。
- ① 蓄電池設備は、避難上支障のない位置に設けること。(★)
 - ② 蓄電池設備の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずること。(★)
 - ③ 「耐火構造」とは、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。
 - ④ キュービクル式で油が外部に漏れない構造のものは、鋼板の外箱を規則第28条の60の4第3項第3号に規定する設備の周囲に設ける流出防止の囲いの代替とすることができる。
※外部に漏れない構造とは、キュービクル内部が防油堤構造となっている場合やキュービクルの架台が漏れない構造となっている場合等が考えられる。
※努めて「平成22年宜野湾市消防本部告示第1号 火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等の基準」に適合したものを使用すること。(★)
 - ⑤ 規則第28条の60の4第4項第4号に規定する囲いの周囲に設ける空地内に架台等による段差がある場合であっても、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地と認めて差し支えない。
 - ⑥ キュービクル式で油が外部に漏れない構造のものは、規則第28条の60の4第4項第5号に規定する「傾斜及び貯留設備」、「油分離装置」の設置を省略することができる。
※外部に漏れない構造とは、キュービクル内部が防油堤構造となっている場合やキュービクルの架台が漏れない構造となっている場合等が考えられる。
 - ⑦ 「適当な傾斜及び貯留設備、油分離槽」とは、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」及び第11「屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」(1.(2)を除く)の基準に適合するものであること。
- (4) 危険物を取り扱う蓄電池設備を屋外に設ける一般取扱所(規則第28条の60の4第5項)
- 当該施設は、屋外にコンテナ等で蓄電池設備を設置する部分規制の一般取扱所で、基準に適合するものは、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号まで及び第17号の規定は適用しない。
- ① 規則第28条の60の4第5項第5号に規定する「散水設備」は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であ

って、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えないこと。

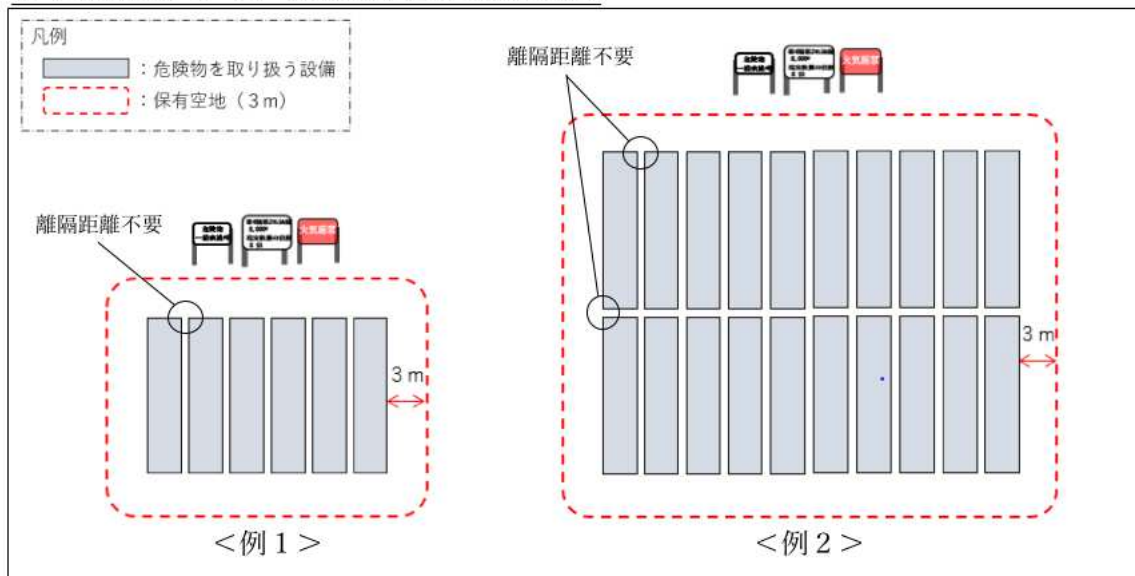
(令和5年9月19日消防危第251号)

- ② 屋外コンテナ等蓄電池設備は、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあつては、事業形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定されたいこと。

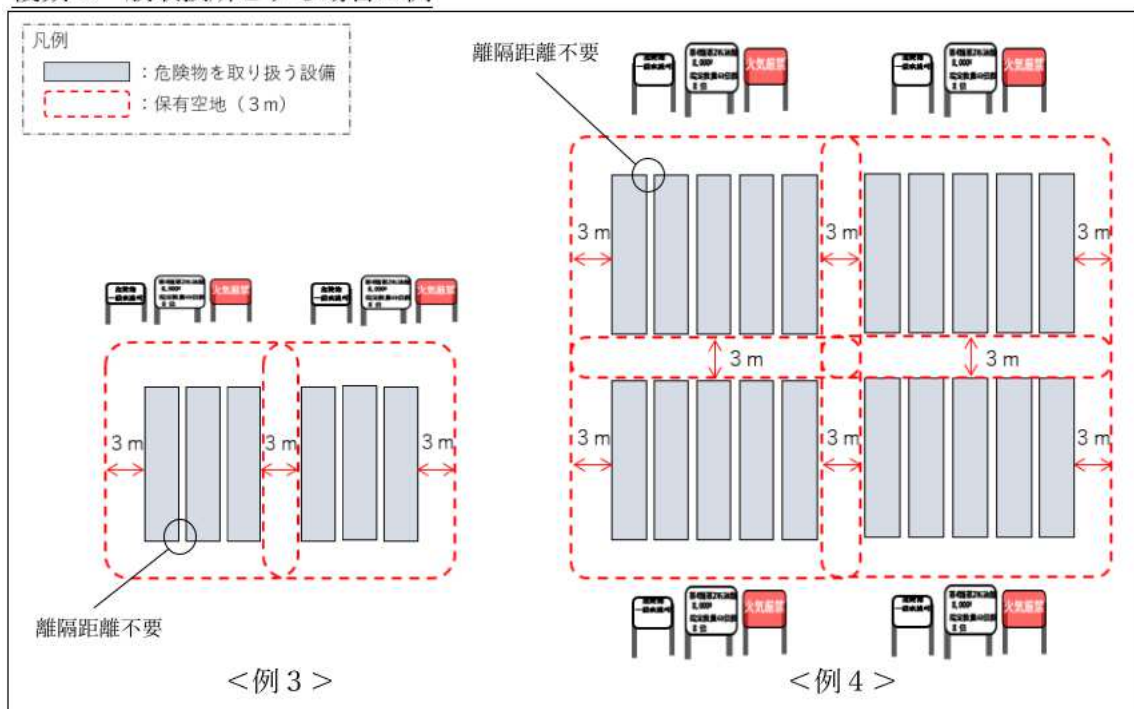
なお、協議の結果、複数のコンテナ等をまとめて1の許可施設とする場合は、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要であること

(令和5年9月19日消防危第251号)

全てをまとめて一の一般取扱所とする場合の例



複数の一般取扱所とする場合の例



3 留意事項

- (1) 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、規則第28条の60の4第2項の特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則令第28条の60の4第2項若しくは第3項の特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。
(平成24年5月23日消防危第132号)
- (2) 規則第28条の60の4第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。
(平成24年5月23日消防危第132号)

第15 複数の取扱形態を有する一般取扱所（令19-1）

1 複数の取扱形態を有する一般取扱所

一般取扱所のうち、その取扱形態を類型化することができるものは、政令第19条第2項に基づき同条第1項の基準が定められているが、その第1項の基準について政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態（第4号及び第5号に係るものを除く。）のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用について、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針」が定められた。

（平成10年3月16日付消防危第28号）

2 複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針

次の(1)に掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であつて、(2)及び(3)に適合し、かつ、(4)に掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、政令第23条を適用し、政令第19条第1項において準用する政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(1)⑤及び⑥に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び19号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。

(1) 危険物の取扱形態

- ① 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- ② 洗浄のための危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- ③ 焼き入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- ④ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- ⑤ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- ⑥ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- ⑦ 危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

- (2) 建築物に設けられた一般取扱所であること。
- (3) 指定数量の倍数が30未満であること。
- (4) 一般取扱所の位置、構造及び設備

- ① 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。(1) ④及び⑤に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。)
- ② 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- ③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること(1) ⑤及び⑥に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。)
- ④ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1) ①又は②に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。
- ⑤ (1) ④に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とする。
- ⑥ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1) ⑤及び⑥に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- ⑦ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1) ③に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ⑧ 危険物を加熱する設備（(1) ②又は⑦の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- ⑨ (1) ⑦の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
- ⑩ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- ⑪ 規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- ⑫ 規則第28条の55第2項第3号から第8号及び規則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。

規則第28条の55第2項第3号から第8号及び規則第28条の57第2項第2号の基準

条項	基準
規則第28条の55第2項第3号	窓の禁止
規則第28条の55第2項第4号	出入口
規則第28条の55第2項第5号	床
規則第28条の55第2項第6号	採光・照明・換気
規則第28条の55第2項第7号	排出設備
規則第28条の55第2項第8号	ダンパー
規則第28条の57第2項第2号	安全装置（緊急時危険物供給遮断装置）

第16 高引火点危険物の一般取扱所（令19-3）

1 高引火点危険物の一般取扱所

高引火点危険物のみを総務省令で定めるところにより取り扱う一般取扱所については、総務省令（規則第28条の61、第28条の62）で、第1項及び第2項に掲げる基準の特例を定めることができる。（政令第19条第3項）

適用法令	形態
政令第19条第1項	高引火点危険物のみを取扱う一般取扱所
政令第19条第2項	高引火点危険物のみを取扱うローリー、容器充てんの一般取扱所

政令第9条 第1項の基準	内 容	政令第19条第1項 高引火点一般取扱所	政令第19条第2項 高引火点充てん一般取扱所
第1号	保安距離	規則第13条の6第3項第1号で規制	規則第13条の6第3項第1号で規制
第2号	保有空地	規則第13条の6第3項第2号で規制	規則第13条の6第3項第2号で規制
第3号	標識及び掲示板	準用	
第4号	地階の禁止		
第5号	建築物の構造	準用	規則第28条の62第3項第2号
第6号	屋根	規則第13条の6第3項第3号	〃
第7号	窓・出入口	規則第13条の6第3項第4,5号	〃
第8号	窓・出入口	〃	〃
第9号	床の構造	準用	〃
第10号	採光・照明・換気設備	準用	〃
第11号	排出設備	準用	規則第28条の62第3項第3号
第12号	屋外設備周囲の囲い	準用	
第13号	危険物取扱機械器具等	準用	
第14号	加熱装置等温度測定装置	準用	
第15号	乾燥設備等の直火の禁止	準用	
第16号	加熱装置等の安全装置	準用	
第17号	電気設備等の構造等	準用	
第18号	静電気除去装置		
第19号	避雷設備		
第20号	20号タンク位置、構造、設備	準用※20号防油堤の高さの制限に係る規定は準用しない	
第21号	配管の位置、構造及び設備	準用	
第22号	電動機、ポンプ等	準用	

※「準用」…政令第9条第1項の基準を準用するもの ※網掛部分は準用しないもの

2 特例基準

(1) 高引火点危険物の一般取扱所の基準

政令第19条第1項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものとし、基準の特例は次表のとおりである。

高引火点危険物の一般取扱所の基準

項目（条項）	基準内容〔製造所（政令第9条第1項第1号）との相違点〕
保安距離 （規則第13条の6第3項第1号）	① 高圧電線に係る事項は必要ない。 ② 高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、取り扱うものは該当しない。他は同じ
保有空地 （規則第13条の6第3項第2号）	倍数にかかわらず3m以上を必要とする。 （防火上有効な隔壁を設けた場合は不要）
屋根 （規則第13条の6第3項第3号）	不燃材料とする。 （金属板その他の軽量な不燃材料でふかなくてもよい）
窓・出入口 （規則第13条の6第3項第4～5号）	防火設備・不燃材料・ガラスのいずれか。〈延焼のおそれのある外壁にある出入口は随時開放可能な自動閉鎖の特定防火設備 ※ ガラスを使用する場合は網入りガラス

(2) 高引火点危険物・ローリー、容器充てんの一般取扱所の基準

政令第19条第2項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、ローリー、容器充てんの一般取扱所（規則第28条の54第1項第4項）で高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うもので、基準の特例は、次表のとおりである。

高引火点危険物・ローリー・容器充てんの一般取扱所の基準

項目（条項）	基準内容〔製造所（政令第9条第1項第1号）との相違点〕
保安距離 （規則第13条の6第3項第1号）	① 高圧電線に係る事項は必要ない。 ② 高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、取り扱うものは該当しない。他は同じ
保有空地 （規則第13条の6第3項第2号）	倍数にかかわらず3m以上を必要とする。 （防火上有効な隔壁を設けた場合は不要）
建築物 （規則第28条の58第2項第3号 規則第28条の62第3項第2号）	二方向以上は、通風のため窓を設けない。 壁、柱、床、はり、屋根・・・耐火構造又は不燃材料 窓・出入口防火設備、不燃材料、ガラスのいずれかで造られた戸
ローリー充てん （規則第28条の58第2項第4号）	車両に固定されたタンクに注入するための設備（移送配管を除く）の周囲に必要な空地を保有すること。
容器充てん （規則第28条の58第2項第5号）	容器に詰め替えるための設備（移送配管を除く）の周囲に必要な空地を第4号の空地以外の場所に保有すること。
空地の基準 （規則第28条の58第2項第6号）	① 第4号、第5号の空地は地盤面を周囲の地盤面より高くすること。 ② 適当な傾斜をつけること。 ③ コンクリート等で舗装すること。
ためます、排水溝 （規則第28条の58第2項第7号）	① 第4号、第5号の空地には漏れた危険物等が流出しないようにためます及び排水溝を設けること。 ② 第4類非水溶性危険物で取り扱う場合は、ためますに油分離装置を設けること。

3 留意事項

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。）のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所については、政令第19条第1項、第2項（同項で規定されているものに限る。）又は第3項（規則第28条の61、第28条の62（充てんの一般取扱所に係る基準の特例））のいずれの特例基準によることもできること。（平成元年3月1日消防危第14号、消防特第34号）

第17 特例の一般取扱所（令19-4）

1 特例の一般取扱所

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令（規則第28条の63）で定める危険物を取り扱う一般取扱所については、当該危険物の性質に応じ、政令第19条第1項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

（政令第19条第4項）

2 特例を定めることができる危険物

「総務省令（規則第28条の63）で定める危険物」とは、アルキルアルミニウム等、第4類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらいずれかを含むもの（以下「アセトアルデヒド等」という。）及び第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらいずれかを含むもの（以下「ヒドロキシルアミン等」という。）とする。（規則第13条の7）

3 特例基準

各一般取扱所の特例基準については、次表の法令内容が適用となる

特例の一般取扱所	適用法令
アルキルアルミニウム等の一般取扱所	規則第28条の64において、規則第13条の8（アルキルアルミニウム等の製造所の特例）を準用する。
アセトアルデヒド等の一般取扱所	規則第28条の65において、規則第13条の9（アセトアルデヒド等の製造所の特例）を準用する。
ヒドロキシルアミン等の一般取扱所	規則第28条の66において、規則第13条の10（ヒドロキシルアミン等の製造所の特例）を準用する。

4 留意事項

- (1) 上記(1)から(3)の規則第 13 条の 8 から 13 条の 10 までの基準については、第 3 章製造所第 23 「特例の製造所」 参照のこと。